# 「地域協議会」について

## 「地域協議会」について

「地域協議会」については、地域の実情に応じた運営を考慮しつつ、社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、以下のような仕組みとしてはどうか。

#### 【目的】

- 社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズを 適切に把握する。
- もって、社会福祉法人等による地域福祉活動推進の基盤とする。

#### 【開催主体】

- 〇 所轄庁が既存の福祉に関する協議会を活用して、開催することができるものとする。
- 〇 「地域協議会」の運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが 想定される。

#### 【機能】

- 〇 社会福祉法人が実施する「地域公益活動」に係る地域における福祉ニーズの把握
- 〇 「地域公益活動」の実施体制の調整等(複数の法人が連携・協働した「地域公益 活動」の実施などについての検討・調整)
- 「地域公益活動」の実施状況の確認

#### 【具体的な運用】

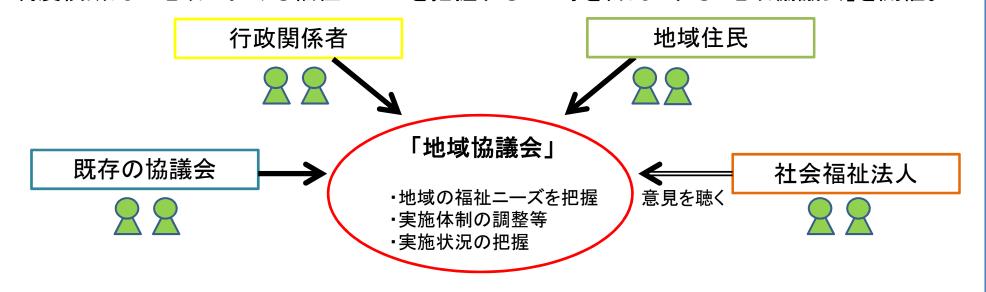
- 所轄庁は、地域ケア推進会議等の既存の福祉に関する協議会を活用し、各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域公益活動」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に、地域における福祉ニーズの把握が可能な場を開催することを基本とする。
- ただし、「地域協議会」の開催については、各地域における既存の福祉に関する協議 会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用とすることとする。(複数の所轄庁によ る共同開催、既存の協議会への社会福祉法人の出席など)
- 〇 既存の福祉に関する協議会の多くは、地方公共団体が設置するものであることから、 所轄庁は、社会福祉法人が福祉ニーズを把握する機会を円滑に得ることができるよう、 関係地方公共団体と必要な調整を行うこととする。
- また、「地域公益活動」を実施する社会福祉法人は、毎年度、「地域協議会」への参加等により、地域における福祉ニーズの把握に努めるとともに、「地域公益活動」の実施状況を「地域協議会」の場に対して定期的に報告することとする。

【既存の福祉に関する関係者の協議の場の例】( )内は、設置主体。※は、任意設置。

- 市町村単位の地域ケア会議(地域ケア推進会議)※
- 障害者総合支援法に基づく協議会(市町村、都道府県)※
- 子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関(市町村、都道府県)※
- 〇 都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会
- 地方社会福祉審議会(都道府県、指定都市、中核市)
- (〇市町村地域福祉計画の策定等に係る策定委員会、地域懇談会(市町村)) など

### 「地域協議会」の具体的なイメージ

① 所轄庁が、既存の福祉に関する協議会の代表者等と社会福祉法人や地域住民が参集し、 制度横断的に地域における福祉ニーズを把握すること等を目的とする「地域協議会」を開催。



② 既存の福祉に関する協議の場の設置状況等によっては(例えば、地域ケア推進会議は設置されているが、自立支援協議会、子ども・子育て協議会が設置されていない場合)、法人が実施を検討している「地域公益活動」に最も関連のある既存の福祉に関する協議の場に社会福祉法人が参加。



## 活用が想定される既存の福祉に関する協議会の例

協議会名	設置主体•設置状況	主な事業	参加主体
市町村単位の地域ケア会議(地域ケア推進会議)	市町村/地域包括支援センター(任意設置)	・個別課題の解決 ・地域包括支援ネットワークの構築 ・地域課題の発見(個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする) ・地域づくり・資源開発 ・政策の形成	行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健 医療関係者、民生委員、住民組織 等
障害者総合支援法に基づく 協議会	都道府県/市町村 (努力義務)	<ul> <li>・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有</li> <li>・地域における相談支援体制の整備状況や<u>課題、ニーズ等の把握</u></li> <li>・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議</li> </ul>	(例)相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等
次世代育成支援対策地域 協議会	都道府県/市町村 (任意設置)	地域における次世代育成支援対策の推進に関し必 要となるべき措置について協議	地方公共団体、事業主、労働者、子育でに 関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉 関係者、教育関係者、都道府県労働局 等
子ども・子育て支援法に基 づく合議制の機関	都道府県/市町村 (努力義務)	<ul> <li>地域の子育でに関する二一ズを反映するため、市町村計画、都道府県計画を審議</li> <li>・子育て支援施策の実施状況を調査審議等</li> </ul>	国の子ども・子育て会議の構成(子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等)を参考
市町村社会福祉協議会		・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための 援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、 宣伝、連絡、調整及び助成 等	区域内における社会福祉を目的とする事業 を経営する者及び社会福祉に関する活動を 行う者
地方社会福祉審議会	都道府県/指定都市/ 中核市 (必置)	社会福祉に関する事項を調査審議	都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び 学識経験のある者